

廃炉発官 30 第 210 号
平成 30 年 10 月 26 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の
取り下げについて

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 9 月 13 日付け廃炉発官 30 第 177 号をもって申請した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請書につきまして、下記の理由により取り下げることといたします。

記

取り下げる理由

上記変更認可申請書は、1号機廃棄物処理建屋における建屋最下階の滞留水の残水箇所について、「床面以下に貯留する残水」に追加を行うものであるが、現場調査の結果、1号機廃棄物処理建屋最下階床面露出維持が現状不可能であることが判明し、床上に残る滞留水の扱いについて別途検討が必要となったことから、一旦取り下げを行うもの。

以 上